

(目的)

第1条 この規則は、納税貯蓄組合(以下「組合」という。)の健全な運営を図り、市税の容易かつ確実な納付に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) 組合 納税貯蓄組合法(昭和26年法律第145号。以下「法」という。)第2条の規定により組織された組合で、市税の納税義務者10人以上の組合員により組織されたものをいう。ただし、設立後において、10人を欠いた場合であっても市長が特に認めるものについては、この限りではない。

(2) 市税 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定によって納付する税のうち、普通徴収にかかる市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税及び国民健康保険税をいう。

(組合設置の届出)

第3条 組合の代表者は、設立後10日以内に次の事項を記載した設立届を市長に提出しなければならない。

- (1) 組合の名称及び所在地
- (2) 組合の規約
- (3) 組合員の住所及び氏名
- (4) 組合の代表者及び主たる役員氏名
- (5) 組合に対する組合員の税情報提供にかかる同意書

(組合員の市税納付及び事務処理)

第4条 組合の代表者は、組合員の市税を納付し、かつ、次の帳簿を備え付け、常に整理し、並びに組合員の異動及び預金の収支を明らかにしておかなければならない。

- (1) 組合規約
- (2) 組合員名簿
- (3) 組合員預金の受払簿

(異動の届出)

第5条 組合の代表者は、組合規約を変更したとき又は代表者若しくは組合員に異動があったときは、10日以内に市長に届け出なければならない。

(組合解散の届出)

第6条 組合の代表者は、組合を解散したときは、解散した日から10日以内に解散届を市長に提出しなければならない。

(奨励金の種類及び交付)

第7条 奨励金の種類は、組合設立奨励金及び組合運営奨励金とする。

2 組合設立奨励金は、新たに組合設立の届出のあった組合に対し、1組合員当たり500円を交付する。

3 組合運営奨励金は、次の各号により算出した額の合算額を交付する。この場合において、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- (1) 組合長事務費 次の区分により算出した額の合算額
  - ア 組合割 1組合当たり3,000円
  - イ 組合員割 1組合員当たり200円
- (2) 納期内納付奨励金 納期内納付書(全期前納納付書は、それぞれの税目の通常納期分)1枚当たり300円
- (3) 同項第1号イ及び第2号は、次の表による納期内納付率に応じ、交付率を乗じるものとする。

納期内納付率	交付率
95パーセント以上	100パーセント
90パーセント以上 95パーセント未満	90パーセント
85パーセント以上 90パーセント未満	80パーセント
80パーセント以上 85パーセント未満	70パーセント
80パーセント未満	0

(納付明細書の提出)

第8条 組合の代表者は、当該年度の4月1日から翌年2月末日までに組合を通じて納付した市税の納付明細書を、当該年度の3月10日までに市長に提出しなければならない。

(帳簿の検査)

第9条 市長は、組合の適正な運営を図るため、徴税吏員をして、組合備付の帳簿及び金銭の受払状況を検査させることができる。

(表彰)

第10条 市長は、納税成績の優秀な組合及び組合員として特に功労があったと認められる者を表彰することができる。

(奨励金の交付の取消)

第11条 組合の代表者が、第8条の書類の提出を怠り、又は故意に偽って記載した書類を提出したときは、奨励金の一部又は全部の交付を取り消すことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(須賀川市納税貯蓄組合奨励規則の廃止)

2 須賀川市納税貯蓄組合奨励規則(昭和33年須賀川市規則第7号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に設立されている組合は、第3条の規定による届出のあったものとみなす。

4 次の各号に掲げる年度における組合運営奨励金は、第7条第3項の規定により算出して得た額に、当該各号に定める額に第7条第3項第3号の表に定める納期内納付率に応じた交付率を乗じて得た額を加算して交付する。この場合において、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(1) 平成18年度 市税納期内納付額の100分の0.30

(2) 平成19年度 市税納期内納付額の100分の0.25

(3) 平成20年度 市税納期内納付額の100分の0.20

(4) 平成21年度 市税納期内納付額の100分の0.15

(5) 平成22年度 市税納期内納付額の100分の0.10